

基準総則・

市街地部会

北側斜線制限

法第 56 条第 1 項第 3 号、県条例第 48 条の 2

---

条例で日影規制が適用される第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居  
専用地域の北側斜線制限について

---

平成 27 年秋期部会

静岡県では、法第 56 条の 2 第 1 項に基づく条例(県条例第 48 条の 2)で、法別表第 4 の 2 の項に規定する(1)、(2)又は(3)の号が指定されているため、第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内においては、法第 56 条第 1 項第 3 号の規定は適用されない。